

「絶対通る倫理申請書の書き方」

小澤 公人

特定医療法人 研精会 稲城台病院 食支援センター

「口から食べる事」は生きるため、幸せに生活するためには欠かせない生活行動の一つです。私たち看護師はその患者様・ご家族に日々関わり、試行錯誤しながら「一日でも早く口から食べる幸せを取り戻せる」事を目的に患者様・家族に寄り添っています。しかし、その活動や成果が社会的に認められているとは言えないのも現状です。そこで、私たちの行っている「口から食べるための看護」を研究し論文化していくことが急務になっています。

看護研究を行うことは、研究結果（成果）が看護の実践の根拠になり、得られた成果によって看護を改善し、看護実践につながる。対象（患者、家族、地域で生活する人々）への看護を確立することで、看護職の役割や効果が一般的・普遍的になり、看護学の発展や地位向上に必要なものです。看護研究を進めるにあたって倫理的配慮は絶対に欠かせない物であり、看護倫理は、「医療倫理学に基づいた4つの原則」と「医療専門職の義務・規則の基礎となる2つの原則」からなる看護の倫理原則を土台としており、これらの原則を守り、看護職が倫理的に正しい判断をするための行動指針として、看護職の倫理綱領（16項目）が設定されています。

今回のテーマである、「倫理申請書」を書く目的は、日本看護科学学会研究倫理審査委員会規程第1条において、「学会員による人を対象とした看護研究が、「臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省）」ならびに「看護研究における倫理指針（日本看護協会）」を考慮しながら倫理的配慮のもとに行われるかどうかを審査することを目的とする。」と述べているように、看護研究を行うにあたり「避けては通れない倫理申請書」です。

今回の教育講演では、私が修士課程での研究を進めるにあたり、倫理審査を受けるまでの過程に沿って説明させていただきます。

- ① 倫理審査の目的
- ② 倫理審査の流れ
- ③ 必要書類
- ④ 倫理申請書の実際

日々の業務に追われて「研究をやる時間がない」「自分の行っているケアは本当に効果があるのか？ほかにもっと患者にとって安全・安楽なケア方法は無いのか？」などと思っている私を含めて一緒に考えていきたいと思います。すでに研究を進めている方には「お耳汚し」になるかもしれませんが、そこは講演の中でアドバイスを頂きたいと考えております。